

主な平成28年度税制改正のあらまし (法人税関連)

2016年5月

日本実業出版社

◎法人税率の引下げ

法人税率が平成28年度(平成28年4月1日以後開始事業年度)から23.4%(平成30年度から23.2%)に引き下げられています。なお現在、資本金1億円以下の中小法人の法人税率は「年800万円以下の所得金額」については19%に軽減されており、さらに特例措置により15%とされています。この特例措置(15%)が平成29年度まで延長されました。

また、平成29年度から、法人住民税の法人割を引き下げる一方、地方法人税の税率を引き上げるなど、地方法人課税の見直しも行なわれています。

◎欠損金の繰越控除制度の見直し

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、控除限度額が、平成28年度は所得金額の60%、平成29年度は55%、平成30年度以降は50%となります。繰越期間については平成30年度より10年(現行9年)に延長されます。

なお、中小法人については、控除限度額はこれまでと変わらず所得金額の100%まで認められます。

◎減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物の償却方法について、定率法を廃止し、定額法のみとされました。

◎交際費の損金不算入制度の適用期限延長

交際費について「飲食のために支出する費用の50%を損金に算入できる」、また中小法人の「定額控除額800万円」という特例の適用期限が2年間延長され、平成30年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

【平成27年度改正】

◎特定資産の買換え特例（9号買換え）の適用期限延長

10年を超えて継続保有している土地等を譲渡して、新たに事業用資産（買換え資産）を取得した場合に、譲渡した資産の譲渡益の80%について課税を繰延べできるという特例措置の適用期限が平成29年3月31日まで延長されました。

なお、買換え資産の対象から「機械装置およびコンテナ用の貨車」を除外する、「地域再生法の大都市等以外の地域から大都市等への買換え」の場合は課税が繰延べできる譲渡益の割合を75%にする、などの見直しも行なわれています。

(No.3873²⁶～³⁰、No.4014¹⁷¹⁸、No.4333¹³¹⁴、No.4471⁸⁹、
No.4666¹²¹³、No.4830¹²、No.4832³、No.4853¹²、No.4964
¹～³、No.5005²)